

令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

- 1 包括外部監査の特定事件
下水道事業に関する事務の執行について

- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果（指摘・意見）	措置の内容
3. 監査の結果 3.2.3 固定資産管理 【指摘① P67】 減価償却費・長期前受金戻入の処理方法について、企業債の元金償還はすべて一般会計が負担するため、長期前受金戻入を減価償却費と同額としているとのことであるが、年度の収益化額は企業債に係る一般会計等繰入金の総現在高を限度とするため、例えば償還にあたっての据置期間がある場合、必ずしも同額にならない可能性があるため、その検討を行う必要がある。（総務省 会計基準の見直し 別紙4） 【指摘② P69】 公益財団法人和歌山県下水道公社との契約では支出額が 250 万円以下の場合公社の裁量で支出が可能である。公社の購入した物品は県に帰属するが、当該支出については流域下水道事業会計上、委託料として損益計算書にて費用処理される。しかし、流域下水道事業会計では 10 万円以上の物品は固定資産として計上する必要あり、両者に整合性が取れていない。今後、公社の裁量で固定資産登録の対象金額（10 万円以上 250 万円未満の物品）を購入する場合、固定資産としての登録を行う必要がある。 【指摘③ P70】 固定資産のうち、構築物・機械及び装置・車両運搬具・工具器具及び備品について、貸借対照表と固定資産台帳は取得価額・減価償却累計額・期末簿価が 通常一致するべきところ、令和4年度決算書の両者を比較したところ、整合していなかった。原因は固定資産シ	指摘内容を踏まえ、総務省の示す計算方法に沿って各年度の収益化額を算定することとする。 指摘内容を踏まえ、公社が購入した物品の現状を整理し、固定資産として管理すべき物品について登録を行うこととする。 除却資産を整理し、令和5年度決算書より対応を行った。今後登録する固定資産については、基本会計システムと固定資産システムの両システムを担当する管理班、流域班の2班で、予算目単位で総額のダブルチェックを行い、差異がないか確認することとし、資産取得、除却

システム登録の際に資産種別を誤ったことによるものとのことであり、簿価の差異については、固定資産台帳上、取得価額が０円であるにも関わらず減価償却累計額が計上されている資産があるためであるが、対象資産を特定して差異の解消を行うとともに、今後の固定資産登録にあたっては相違が生じないようにチェック体制の改善が必要である。	の登録確認については、最終管理班長がチェックをすることとした。
3.2.4 契約管理 【意見① P72】 「沈砂池電気設備更新工事」において、和歌山県ホームページにおいて公表が行われたが、質問受付の段階で、予定価格の事前公表を行っていないことが発覚し、入札を取り止めすることとなった。これは、手動で予定価格の事前事後公表を変更する必要があったところ、本件では手動での変更を失念していたことが原因であった。一般的に、手作業を含む業務工程は自動化されている業務工程と比較してミスの発生が多くなることから、当該業務工程に対するチェック体制を再度検討し、人為的ミスの低減に努められたい。 【指摘④ P77】 委託業務「管路施設調査・診断業務」において、業務実施期間中の監督員の立会自体は行われたが、当該立会を行ったことを記した業務打合簿の作成及び提出が漏れていた。業務打合簿は、委託関係提出書類として受託者又は監督員が都度提出する必要がある書類であるため、漏れなく提出する必要がある。 【意見② P78】 委託業務「５・６ 池水処理施設詳細設計業務」において、１者応札で委託契約が行われた。１者応札では、業者間の競争性が損なわれ、経済性を担保し難いことから、応札者を増やす方策を検討されたい。	入札公告の起案時に、事業担当課長等の押印欄を追加したチェックシートにより、システム入力した画面のハードコピーを添付したうえで、複数人で内容をチェックすることにより、再発防止に努めている。 監督員による立会等の確認を行った際は、その内容を記録した打合せ記録簿を受注者からその都度提出させるよう、関係職員に周知徹底した。 公共工事に対する信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、工事及び工事に係る委託業務の発注予定を公表するなどの取り組みを行っている。 また、業者間の競争性についても入札審査会において、入札参加が可能な業者数を明確にし、競争性が確保させているかを確認してい

【意見③ P79】 委託業務「5・6 池水処理施設詳細設計業務」において、他業者受注の「事業計画変更業務」が工期延長したことに伴い、玉突き状態で受託業者に帰責性のない工期延長が発生した。同委託事業においては、後に建築構造物の設計を追加委託する形で当該受託業者と変更契約が結ばれている。当該追加委託に関して別業務として公募発注することが可能であったかどうか、今後同様の事態が発生した場合に、工期延長の補償が求められるリスクに対してどのように対処するか検討されたい。 【意見④ P81】 委託業務「伊都処理区ストックマネジメント実施方針策定業務」において変更契約が結ばれており、人員配置の関係から税込 486,200 円増額となっている。当該増加額については、業者からの見積価格に 90%を掛けたものであるが、見積価格に対して 90%を掛けて金額を算定することは、標準掛け率の設定が廃止されて以降、県の慣行として行われているものであり、明文化されているものではない。恣意性があるように見受けられることを防ぐため、変更契約時の追加業務に対する掛け率について明文化する等、客観的な根拠を示す手段を作成されたい。 【意見⑤ P82】 委託業務「遠心脱水機修繕」において、当該遠心脱水機は特許権が関わる特殊仕様であることが判明したため、設置業務を担当した業者と同一業者と随意契約を結んでいる。特殊仕様であることは修繕を行う際に随意契約を結ばざるを得ない可能性が高く、結果的にライフサイクルコストが高くなる場合がある。そのため、設置後の修繕業務も勘案した	る。 「5・6 池水処理施設詳細設計業務」を進めるなかで、新たに建築構造物の詳細設計が必要となり、「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の区分」（平成 13.3.19 国都下事発第 119 号）による構造形の分類図により検討した結果、本業務に追加委託し、複合構造物として、設計・積算を進めることが適切と判断し、当該受託業者と変更契約を結んだ。 なお、業務発注時から複合構造物設計が必要と判断される場合は、当初設計に計上する。 また、工期延長の補償を求められた場合は、業務委託契約書第 48 条（受注者の損害賠償請求等）に基づき、適切な対応を行う。 変更契約時の追加業務に見積を採用する場合においても、当初の見積採用と同じく原則 3 者以上から見積徴収し、見積を査定したうえで設計価格とすることとした。 下水道ストックマネジメント支援制度に基づき、特殊仕様機器の全改築又は一部改築を実施する場合も、ライフサイクルコストが最も安価な手法を設計時に採用している。 また、新たに新規増設する機器についても、下水道ストックマネジメント支援制度の趣旨を鑑み、ライフサイクルコストが安価な手法となるよう設計時に検討している。
--	---

上で、設計を行われたい。また、特殊仕様となった要因は、設置時に地方共同法人日本下水道事業団に設計・工事を包括発注し、県の関与が十分でなかったことに原因があり、包括発注を行う場合は、県側も積極的に意見及び関与されたい。 3.2.5 運営委託 (公益財団法人和歌山県下水道公社) 【意見⑥ P84】 流域下水道の維持管理業務については、指定管理者制度が発足以来、指定管理業務として公益財団法人和歌山県下水道公社と随意契約を継続しており、公募は行われていない。県は非公募の理由として流入水量及び水質が一定でないことを理由としている。この点、那賀処理区に関しては整備途上であるため、流入水量等に基づく業務量の見積が困難な側面がある一方、伊都処理区に関して整備はほぼ完了しており、流入水量が多く、汚濁負荷の大きい工場等が今後、流域下水道に接続する可能性があるとしても、具体的な影響の見込みや他の民間委託の事例等を検討していく余地はあると考えられる。非公募の状況については平成 30 年度包括外部監査においても指摘のあったところであるが、流域下水道全体でなく、処理区単位での公募も含め、あらためて検討を行われたい。 【意見⑦ P87】 PPP（性能発注に基づく包括的民間委託やDBO）、PFI、コンセッション等、民間活力を利用する様々な手法が広まっている一方、流域下水道事業会計では現時点において実務的な検討は行われていない。県は令和 7 年度に改定予定の経営戦略策定の中で検討していくこととしているが、民間活力の利用は令和 2 年度に策定した現行の経営戦略において検討予定の取組みとなっていることから、スピーディーな検討を進められたい。また、検討にあたっては現行の公益財団法人和歌山県下水道公社を前提とした契約形態にとどまらず、	公益財団法人和歌山県下水道公社の設立した経緯を十分に確認しながら、PPP 等の民間活力の導入、伊都処理区・那賀処理区の各処理区単位での公募等について検討する。 PFI を活用した堆肥化施設の検討を行ったが、行政で堆肥化施設を建設することは、費用対効果等の問題から実現は困難な結果となった。 引き続き、民間活力を利用する手法等（PPA、PPP）を含め、効率的な経営に努めていく。
---	---

広く公募の検討を進められたい。 【意見⑧ P95】 公益財団法人和歌山県下水道公社からの業務委託（県からの再委託）について、那賀浄化センター及び伊都浄化センターでは、それぞれ同一の業者が、数年にわたり運転監視及び維持管理委託業務を受託している状況にある。当該業務委託の入札については、予定価格の事前及び事後公表は行わず、価格の見直しを行い1年に1回入札により発注しているが、入札結果においては、すべての業者の入札金額が予定価格に近い金額である。毎年他社の入札参加があるにも関わらず、数年続いて同一業者が請け負っている状況から、入札の競争性から課題が見られる。和歌山県は、公益財団法人和歌山県下水道公社に対してヒアリングを行い、入札参加の間口を広げる等、入札方法を含め公益財団法人和歌山県下水道公社が実施する業務委託のあり方について検討されたい。	入札手続きについては適正に行っており、積算についても、日本下水道協会「下水道施設維持管理積算要領-処理場ポンプ場施設編」を基にされているため、各社の入札金額が予定価格に近い額となるのは、適正に算定されていることの裏付けとなり、競争性の原理も働いており、自然な結果であると考えている。引き続き、適切な入札手続きを実施していく。
3.2.6 地方公営企業会計 【指摘⑤ P99】 特定収入に係る控除対象外消費税について、現状は全額を長期前受金と相殺している。長期前受金と相殺できる控除対象外消費税は4条支出のみであり、3条支出は雑支出等で処理すべきであり会計処理を見直す必要がある。 【意見⑨ P100】 共通経費のセグメント別配賦については従来からセグメントに同額で配賦することとしている。対象セグメントは事業規模も異なることから、単純な同額での配賦ではなく、処理水量等の基準を用いて配賦することも検討されたい。 【指摘⑥ P101】 注記について、地方公営企業法施行規則第39条に基づき、「企業債のうち一般会計が負	指摘内容を踏まえ、3条支出にかかる控除対象外消費税については雑支出として処理することとする。 意見内容を踏まえ、共通経費のセグメント別配賦について個別に適切な基準を検討することとした。 令和5年度決算から決算書に注記を記載することとした。

担する見込額」を記載する必要があるが、一般会計が全額負担することから当該見込み額を記載していない。当該注記の記載要否には企業会計の負担の有無は関係していないことから、当該注記を記載する必要がある。 【指摘⑦ P101】 令和2年度及び令和3年度決算では営業キャッシュ・フローがマイナスとなっているため、減損の兆候があるものの、減損損失を認識すべきかどうか検討が行われていない。減損損失の認識をすべき状況になかったか改めて検討を行うとともに、減損会計の検討を行うための判定ワークフローを作成する等、今後検討の漏れがないよう改善する必要がある。 【意見⑩ P102】 職員人件費はすべて一般会計からの歳出と捉え、財務諸表上は毎月の人件費の費用計上や退職給付引当金及び賞与引当金の計上は行われておらず、流域下水道事業会計から建設工事費の5%以内を毎年「人件費充当分」として支出し、人件費の一部を負担している。人件費の一部を負担するのであれば企業会計側において引当金をまったく計上しないことは想定できず、「人件費充当分」の考え方と合わせ、引当金の計上並びに負担のあり方が変更となる際は人件費の費用計上についても見直されたい。 【意見⑪ P104】 流域下水道会計の収益源はもっぱら負担金と一般会計からの繰入金であり、自主財源による収益は確保できていない。今後、維持管理コストの増加や人口減少が見込まれる中で事業継続していくには自主財源の獲得についても検討を行われたい。 【意見⑫ P104】 流域下水道事業会計で保有する土地について、利用率の把握ができていない。例えば事	指摘内容を踏まえ、今後、営業キャッシュ・フローがマイナスとなる場合は、日本下水道事業団の公営企業会計の研修資料等で示されている判定フローを活用し、減損損失を認識すべきか検討を行うこととする。 今後、人件費の一部負担と引当金計上の必要性について、公営企業法等の解釈も含め、専門家の意見を聞きながら整理、検討することとする。 流域関連市町の意見を聞きながら、経営戦略改定において、未利用地を活用したPPA事業等に係る検討をしていく。 事業予定地のうち、「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」による支援対応等（前線基地：支援・応援隊の受入場所、
--	---

業予定地のうち、一定期間（例えば 10 年超）利用が見込まれないものについては貸付による自主財源の獲得も考えられることから、管理状況を是正されたい。 【指摘⑧ P110】 維持管理費等に係る負担金について定めた「維持管理の費用に係る負担金等の覚書」において、別表として覚書締結以後の下水道経営計画（収支計画）を定めている。当該収支計画について、現在の事業計画に見合った内容であるか検討が行われておらず、また公営企業会計への移行によって資本費の考え方も変更となるべきところ、見直されていない。事業計画との整合性を検討の上、資本費についても見直しが必要である。 【指摘⑨ P111】 市町負担金でまかなうべき維持管理費用に対し、実際に収受する市町負担金が不足する場合、超過分は一般会計からの基準外繰入でまかなわれている。当該超過額については、「維持管理の費用に係る負担金等の覚書」において、「単年度において、負担金の額が実際に要した維持管理費の額に満たない場合は、当該満たない額を甲（県）が立て替えるものとする」とされていることから、将来的には市町への負担を求めることも想定される。今後、維持管理費等に係る負担金を見直す際には当該「立替額」につき累積額の把握を行うとともにその取扱いについて検討を行われたい。 【指摘⑩ P111】 維持管理費等に係る負担金について、伊都処理区は平成 25 年以降、那賀処理区は平成 20 年以降、消費税率の改定を除き、単価の見直しが行われていない。本来、流域の市町負担金でまかなうべき費用につき、負担金からの超過分は一般会計からの基準外繰入でまかなわれている状況が続いていることから、長期	活動拠点）を使用する部分以外で、一定期間事業としての利用が見込まれない部分について、他府県の事例を参考のうえ、活用について検討していく。 指摘内容を踏まえ、事業計画との整合性も考慮のうえ、見直しも含めて資本費の考え方を検討することとする。 指摘内容を踏まえ、過去の一般会計繰入による県立替額について把握し、維持管理負担金の単価を見直す際にその取扱いについて検討することとする。 指摘内容を踏まえ、経営戦略改定時の収支計画更新にあたり、維持管理負担金の単価見直しについて検討することとする。
--	--

的に単価の見直しを検討されたい。 【指摘⑪ P112】 一般会計繰入金の精算とは別に、職員人件費を企業会計化以前から建設工事費の５％以内を毎年「人件費充当分」として、流域下水道事業会計から一般会計へ繰り出している。当該「人件費充当分」については負担の明確な根拠が見受けられないことから、維持管理業務に従事する職員の人件費をはじめ、一般会計と企業会計の適正な負担のあり方を検討されたい。 【意見⑬ P113】 令和４年度の伊都処理区の接続率は８６．３％、那賀処理区の接続率は６１．９％であり、那賀処理区に関しては岩出市の接続率向上を見込むものの、全体として接続人口は大幅な伸びは見込まれない。さらに、和歌山県全域の人口についても減少することが見込まれる状況下では、全体計画で定める全体計画処理人口を達成することは困難であり、現状を踏まえ全体計画並びに事業計画を見直されたい。 【意見⑭ P116】 技術職は下水道分野の経験者、事務職は企業会計の経験者が配置されることはほとんどない状況にある。全庁的な人員配置状況を踏まえる必要はあるとはいえ、流域下水道事業会計における課題は山積していることから、技術職・事務職の配置につき、県において人員配置のあり方について検討を行われたい。	今後、人件費充当分の考え方を整理し、一般会計と企業会計の適正な負担の在り方を検討することとする。 汚泥処理方式の見直しと合わせて、関係市町の公共下水道事業計画と整合を図るため、令和５年度に全体計画及び事業計画の見直しを行っており、今後も、随時見直しを行っていく。 全庁的な人員配置は、業務内容および業務量に応じて適正に配置しているところ。引き続き、適正な人員配置を実施する。
---	--